

平成29年11月20日発行

年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、12月初旬までに下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きます様お願い致します。

控除証明書等

- **生命保険料** 控除証明書
 - **個人年金保険料** 控除証明書
 - **介護医療保険料** 控除証明書
 - **地震（損害）保険料** 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - **社会保険料（国民年金保険料）** 控除証明書
 - **国民健康保険料**
 - **後期高齢者医療保険料**
 - **介護保険料**
- 本年中の支払額をご連絡ください。
メモ又は納付書等の写しで結構です。

中途就職者がおられる場合

- 前職分の平成29年分源泉徴収票

変更の有無

- 扶養親族の増減
 - 住所変更
- 該当する際は、その旨ご連絡ください。
メモで結構です。

昨年電子申告にて合計表を提出している場合は、税務署から送られてくる書類の中に合計表の用紙は入っていません。

【マイナンバーについてのお願い】

税務関係書類にマイナンバーの記載が必要となります。

コピーを訪問時や来訪時に回収させていただきますので、マイナンバーの提出がまだの方は、速やかに担当者までご連絡下さい。

※通知カード若しくは個人番号カードの現物の郵送はお控えください。



扶養控除等申告書の記載方法の変更

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正の影響により、「平成 30 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式が変更になります。

今まで配偶者の控除欄は、配偶者の給与収入の見積額が 103 万円（合計所得金額 38 万円）以下の場合に記載していましたが、平成 30 年分からは**配偶者の給与収入の見積額が 150 万円（合計所得金額 85 万円）以下で、所得者本人の給与収入の見積額が 1,120 万円（合計所得金額 900 万円）以下**の場合に記載することとされました。この要件に該当する配偶者を「**源泉控除対象配偶者**」といいます。なお、平成 30 年分の扶養控除等申告書は平成 29 年の年末調整の際に提出するので「見積額」を記載し、年の途中で配偶者又は所得者本人の見積額の変更があった場合には、再度提出することになります。

ただし、配偶者が障害者等に該当し、障害者控除等を受ける場合の配偶者の収入基準は従来通り 103 万円以下で、所得者本人の収入の上限はありません。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ） あなたの氏名	あなたの生年月日 第 一 大 小 年 月 日	あなたの住所 第 一 大 小 市 区 町 村 番 号	あなたの配偶者の有無 有・無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合は、必ず提出してください。
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	あなたの配偶者の氏名	あなたの住所 又は 居所 （郵便番号）		
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）					

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	収入控除基準 （平成30年分）	平成30年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者（注1）					特定扶養親族 （年120万円以下）	妻居生活 に する 事実		
主たる給与から控除を受ける B 除対象扶養親族 （16歳以上） （年103万円未満）	1				配偶者等 その他			
	2				特定扶養親族 同居者等			
	3				同居者等 その他			
	4				特定扶養親族 同居者等 その他			
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者（注2）	扶養親族	寡婦	寡夫	勤労学生	左記の内容にこの欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の頁をお読みください。
	一般の障害者							異動月日及び事由
	特別障害者							
	同居特別障害者							

注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人）に限り、と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
注2 同一生計配偶者とは、所得者（生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人）をいいます。

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

秋の夜長に

芸術の秋、たまにはクラシックなど如何でしょう？

ウラディーミル・ユロフスキー（45 歳）という指揮者をご存知でしょうか？

先月、ロンドンフィルとの来日公演が行われました。その演奏はあまりに美しく、まるでワルツでも聴いているかのように華麗で、ピアノ協奏曲なのにピアノが耳に入って来ないという不思議な体験を致しました。指揮者によって、同じ曲でも印象がガラリと変わる、それがクラシックの面白いところですが、こういう若い才能の出現にはとてもワクワクさせられます。

今月はロシアの御大、ウラディーミル・フェドセーエフ大先生の「チャイコフスキー」を聴いてきました。こちらはユロフスキー氏とは違い重厚な、でも温かみのある演奏です。御年 85 歳、まだまだ現役です。二人の指揮者の演奏、機会があれば是非一度聴いてみてください。

